

No 2 専門医等養成支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (様式除く)

新	旧
令和 <u>3</u> 年度専門医等養成支援事業費補助金交付要綱 (案)	令和 <u>2</u> 年度専門医等養成支援事業費補助金交付要綱
第1条 (略)	第1条 (略)
(補助目的及び補助対象事業)	(補助目的及び補助対象事業)
第2条 一般社団法人高知医療再生機構（以下「機構」という。）は、高知県内の若手医師の資質向上及びキャリア形成のため、令和 <u>3</u> 年3月31日現在で、原則として経験年数が15年以下の若手医師が、医師の「新しい専門医の仕組み」の基本領域およびサブスペシャルティ領域（別表1）の専門医等の資格を取得することを支援するために、一般社団法人日本専門医機構や学会認定の研修病院の指導医等が、若手医師に必要な研修環境を整備すること（以下「補助対象事業」という。）に対して、予算の範囲内で補助を行う。	第2条 一般社団法人高知医療再生機構（以下「機構」という。）は、高知県内の若手医師の資質向上及びキャリア形成のため、令和 <u>2</u> 年3月31日現在で、原則として経験年数が15年以下の若手医師が、医師の「新しい専門医の仕組み」の基本領域およびサブスペシャルティ領域（別表1）の専門医等の資格を取得することを支援するために、一般社団法人日本専門医機構や学会認定の研修病院の指導医等が、若手医師に必要な研修環境を整備すること（以下「補助対象事業」という。）に対して、予算の範囲内で補助を行う。
第3～4条 (略)	第3～4条 (略)
(補助申請)	(補助申請)
第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。	第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。
2 補助対象期間は、令和 <u>3</u> 年4月1日から令和 <u>4</u> 年3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から令和 <u>4</u> 年3月31日の範囲内とする。	2 補助対象期間は、令和 <u>2</u> 年4月1日から令和 <u>3</u> 年3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から令和 <u>3</u> 年3月31日の範囲内とする。
第6～12条 (略)	第6～12条 (略)
附則	附則
1 この要綱は、令和 <u>3</u> 年 月 日から施行する。	1 この要綱は、令和 <u>2</u> 年4月1日から施行する。
2 令和 <u>3</u> 年度補助額は、令和 <u>3</u> 年9月を目途に決定する。 決定までに請求できる概算払額は、補助額(予定)の2分の1を上限とする。	2 令和 <u>2</u> 年度補助額は、令和 <u>2</u> 年9月を目途に決定する。 9月までに請求できる概算払額は、補助額(予定)の2分の1を上限とする。
(別表1～2) (略)	(別表1～2) (略)